

引越安心マーク利用についての注意事項

(公社)全日本トラック協会が認定する「引越優良認定制度」及び「引越安心マーク」並びに「引越優良事業者」の名称及び意匠を使用しようとする者(引越優良認定事業者を除く)は、以下の各項を順守することとする。

1. 事前に(公社)全日本トラック協会(以下、全ト協という)の使用許可を得なければならない。
2. 全ト協が使用を許可する意匠を使用しなければならない。
3. インターネット上のホームページ等で名称・意匠を使用する場合は、全ト協のウェブサイトへリンクすることとし、内容の事前確認を受けなければならない。また、内容の変更を行う際も事前にそのチェックを受けなければならない。
4. 優良事業者名を掲載等する際は、当該事業者が引越事業者優良認定を得ているか必ず確認し、誤った情報を発信しないよう最大限の注意を払わなければならない。万一、誤った情報を掲示した場合は速やかに訂正を行うと共に、それによって発生した損害については使用した者が全て負うものとする。
5. 全ト協の許可を得て掲載したものに、後日、事実と反する事項が確認された場合は、速やかに修正しなければならない。また、一定期間を過ぎても修正が見られないと全ト協が判断した場合は、リンクの解除及びそのホームページで違反の事実を公表しても、意義を唱えることはできない。

以上